



平成 20 年 8 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社ミック経済研究所
代表者名 代表取締役 有賀 章
(コード番号・3759)
問合せ先
役職・氏名 総務部長 阿萬 進
電話 03-5443-2991

ストックオプション（新株予約権）の発行条件等に関するお知らせ

当社は、平成20年8月20日開催の取締役会において、当社17回定時株主総会で承認されました「取締役に対するストックオプションとして新株予約権を発行する件」及び「従業員に対するストックオプションとして新株予約権を発行する件」について、具体的な発行内容を下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

I. 取締役に対するストックオプションとして新株予約権を発行する件

- | | |
|------------------------------|--|
| 1. 新株予約権の割当日 | 平成 20 年 8 月 21 日 |
| 2. 新株予約権の発行数 | 16 個
(各新株予約権 1 個当たりの株式数 1 株) |
| 3. 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| 4. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 | 当社普通株式 16 株 |
| 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）の前日 3 ヶ月の日本証券業協会が定めるグリーンシートにおける約定値（約定値のない場合は売り気配値）の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、計算により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の取引値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の取引値）を下回る場合は、割当日の取引値とする。 |
| 6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 | 未定 |
| 7. 新株予約権の行使期間 | 平成 23 年 4 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日 |

- | | |
|--|---|
| 8. 新株予約権の行使により新株を発行する場合の発行価額のうち資本に組入れない額 | 会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 |
| 9. 新株予約権の割当対象者数 | 当社の取締役 2 名 |

II. 従業員に対するストックオプションとして新株予約権を発行する件

- | | |
|--|--|
| 1. 新株予約権の割当日 | 平成 20 年 8 月 21 日 |
| 2. 新株予約権の発行数 | 34 個
(各新株予約権 1 個当たりの株式数 1 株) |
| 3. 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| 4. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 | 当社普通株式 34 株 |
| 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）の前日 3 ヶ月の日本証券業協会が定めるグリーンシートにおける約定値（約定値のない場合は売り気配値）の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、計算により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の取引値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の取引値）を下回る場合は、割当日の取引値とする。 |
| 6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 | 未定 |
| 7. 新株予約権の行使期間 | 平成 23 年 4 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日 |
| 8. 新株予約権の行使により新株を発行する場合の発行価額のうち資本に組入れない額 | 会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 |
| 9. 新株予約権の割当対象者数 | 当社の従業員 11 名 |

(ご参考)

- ・ 定時株主総会付議のための取締役会 平成 20 年 3 月 6 日
- ・ 定時株主総会の決議日 平成 20 年 3 月 27 日

以 上